

組合員本人が

コロナに罹患

収入が減った

健康保険料が免除

中央建設国民健康保険にご加入の皆様へ

中央建設国民健康保険組合（千葉土建で加入している健康保険）では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、「コロナウイルスに罹患した」または「収入が減少した」組合員に対して、毎月お支払いいただいている保険料の免除を行います。

最大6カ月免除

最大4カ月免除

最大3カ月免除

組合員がコロナに感染し
重篤な状況となった

組合員の収入が去年と比
べ40%以上50%未満減少
した ※

組合員の収入が去年と比
べ30%以上40%未満減少
した ※

組合員の収入が去年と比
べ50%以上減少した ※

※2019年1月～12月収入の1/4と比べ2020年4月～6月の収入が減少していた組合員が対象です。

※届け出には収入が減少したという証明等が必要となります。

※2019年1月～12月と2020年4月～6月の働き方・就労先が一致しない場合は対象外となります。

対象かも？

詳しくは千葉土建へご相談下さい